

## 国民年金のお知らせ

「あなたの未来を支える国民年金」  
届け出をお忘れなく!!

春は異動のシーズンです。「就職」「退職」「転勤」が多い季節です。これらの節目には国民年金の届け出を忘れないようにしてください。



### こんなときは届け出が必要です

こんなとき	届の内容	届出先
20歳になったとき	国民年金第1号被保険者資格取得届	市町村
会社をやめたとき	国民年金第1号被保険者資格取得届	市町村
会社員である配偶者に扶養されなくなったとき	国民年金第3号被保険者種別変更届	市町村
会社員である配偶者に扶養されるようになったとき	国民年金第3号被保険者種別変更届	配偶者の勤務する事業主
住所や氏名が変わったとき	住所変更届(第1号被保険者の場合)	市町村
	住所変更届(第3号被保険者の場合)	配偶者の勤務する事業主

### ◎保険料額が改正されます。

平成18年4月から平成19年3月までの国民年金保険料は、月280円引き上げされ、月額13,860円となります。

国民年金保険料は、平成29年度まで毎年度月額280円引き上げられ最終的に月額16,900円となる予定です。

これは、年金を支える力と給付のバランスをとるためのものです。

#### 《参考》

年金は、納付した額の1.7倍以上となります。基礎年金額の3分の1(将来は2分の1)は国庫負担金です。

今後も保険料の改定が予定されていますが、国庫負担があることで、若者であっても平均では納付した額の1.7倍以上の年金が受け取れる計算となります。

### 学生の保険料納付特例制度 ~毎年の届出と10年以内に追納を~

20歳以上の学生に対する国民年金保険料については、本人のみの所得を基準とした「学生納付特例制度」があります。

この制度は、本人の所得が一定以下の場合に、申請し承認を受ければ在学期間中の保険料を後払いできるというものです。学生納付特例の適用を受けた期間については、将来、10年前まで遡って追納することができます。

追納を行わない場合は、他の免除期間と異なり、受給資格期間には算入されますが、老齢基礎年

金の額には反映されません。しかし、障害基礎年金や遺族基礎年金の受給資格要件に反映されます。

保険料を納めなかったり、学生納付特例届を出さなかったりすると、在学中の事故や病気によって万が一、障害が残ってしまった場合に障害基礎年金が受けられません。

手続きは、毎年4月～5月の間に各総合支所または住民センターの年金窓口で、学生証、印鑑を持って行ってください。

#### ■お問合せ

ねんきんダイヤル (年金被保険者) ☎0570-05-1165 (年金を受給している方) ☎0570-07-1165  
または、お近くの社会保険事務所・年金相談センターでお尋ねください。  
社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/>

## 介護保険料が変わります!

介護保険は、40歳以上のすべての人が保険料を納め、介護が必要になった時、必要なサービスを受けられる制度です。島原地域広域市町村圏組合では、「どのようなサービスがどのくらい必要なのか」「適切な保険料負担はいくらなのか」を考慮し計画を見直しました。



### 保険料が改正された主な理由

#### 1. 要介護者(要介護認定者)が増えています。

島原地域広域市町村圏組合管内では全国の高齢化率を大きく上回っており、第1号被保険者認定者数は当初の6,362人(平成12年4月)から9,935人(平成18年2月)へと年々増えております。

#### 2. サービスの利用が増えています。

給付月額6億9784万8千円(平成12年4月サービス分)であったものが、現在(平成18年2月)では、11億2218万7千円と介護給付費の支出が増えております。

#### 3. 財政安定化基金(借入金)の償還をおこないます。

平成15年度～平成17年度において介護給付費が当初見込みを上回ったため、これを平成18年度からの3年間で、5億7465万6千円を保険料から返還します。



### 平成18年度からの介護保険料

#### 1. 基準月額の見直し 基準月額は、5,380円となりました。

#### 2. 保険料段階の見直し

所得の低い人の負担能力をきめ細かく配慮した保険料設定にするため、保険料段階をこれまでの5段階から6段階へ細分化しました。

所得段階	計算方法	対象者	年額保険料
第1段階	基準額×0.4	生活保護を受給している人及び世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	25,900円
第2段階	基準額×0.65	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	42,000円
第3段階	基準額×0.75	世帯全員が住民税非課税であって、第2段階以外の人	48,500円
第4段階	基準額×1.0	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の人	64,600円
第5段階	基準額×1.25	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の人	80,700円
第6段階	基準額×1.5	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の人	96,900円

※年額保険料については、100円未満は切り上げとなります。

#### ※税制改正による影響及び激変緩和措置

年金課税の見直し(平成16年度)及び高齢者の非課税限度額の廃止(平成17年度税制改正)により、市町村民税課税となる年金収入額が変化し、これらの影響により、

(1)「市町村民税非課税」→「課税者」 (2)「市町村民税世帯非課税者」→「市町村民税本人非課税者」の方について、保険料段階が上昇することになります。

(1)(2)に該当する方に対して2年間かけて介護保険料を段階的に引き上げる措置を行いますので、毎年率が変わるのでご注意ください。

### 徴収方法の見直し

保険料を天引き(特別徴収)する年金の対象が遺族年金、障害年金まで拡大されます。

介護保険制度は平成18年度から新しく変わります。今後ますます制度の安定化をはかり、健全な運営できるよう、介護保険料はきちんと納めましょう。